

# 様式第3号(第8条関係)

## 物価高対応子育て応援手当申請書

市受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村  
※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

さぬき市長 殿

### 1. 申請者

記入日 年月日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所
	男・女	年月日	電話 ( )
※裏面の【誓約・同意事項】(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。		所属庁	申請者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要

### 2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

- (1)令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童  
(2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	年月日	同居 別居	
2			男・女	年月日	同居 別居	
3			男・女	年月日	同居 別居	
4			男・女	年月日	同居 別居	
5			男・女	年月日	同居 別居	

※同居・別居の別については、令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

### 3. 申請額

対象児童数	人	申請額	円
-------	---	-----	---

※対象児童1人につき2万円になります。

### 公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請者は記入しないでください。

証明欄 附番

申請内容等は相違なく、上記の申請者は、上記\_\_\_\_\_人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

年月日

証明者

印

証明事務担当  
担当課(室)・担当係  
電話番号

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

#### 4. 受取方法

- ア 指定の金融機関口座(原則、1の申請者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

##### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	支店コード	
金融機関番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 公金口座への振込みを希望

個人番号

- ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。  
本人確認書類を添付してください。

##### 【誓約・同意事項】 各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

###### 共通

- (1) 物価高対応子育て応援手当(以下「応援手当」)の支給要件に該当します。
- (2) 同一児童について応援手当を受給済みではありません。  
(受給していた場合は、応援手当を返還します。)
- (3) 応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報、児童手当情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求め、他の行政機関からの求めに応じ提供することに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請者に連絡・確認できない又は必要な補正等が行われないことにより、令和8年5月29日までに支払が完了できない場合には、応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 応援手当の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合は、応援手当を返還します。

令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方

- (7) 元配偶者から応援手当を受領しておらず、子どものために費消されたことも承知していません。

##### 提出書類

- 『物価高対応子育て応援手当申請書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

- 『申請者本人確認書類のコピー』

※申請者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーをご用意ください。

- 『受取口座を確認できる書類のコピー』 (「4 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)